

# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和5年(2023年)4月  
滋 賀 県

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下、「法」という。）第3条に基づき、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を以下のとおり定める。なお、本基本方針の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とするが、情勢の推移により必要が生じたときは、見直しを行うものとする。

## 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等）への農地集積率を令和12年度(2030年度)までに75%とすることを目標とする。
- (2) 担い手への農用地の集積が一定以上進んだ地域については、県、市町、農業委員会、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（法第4条に基づき知事が指定する農地中間管理機構。以下、「担い手育成基金」という。）、農業協同組合等の関係機関・団体が一体となって、担い手同士の農用地の利用調整に取り組み、集約化を図る。

## 2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

県、市町、農業委員会、担い手育成基金、農業協同組合等の関係機関・団体が連携を密にして、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図り、農業の生産性の向上に資する。

## 3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

担い手育成基金の業務の一部を市町（農業委員会を含む。）等に業務委託することを基本とする。

## 4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

地域計画の作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理事業および関連する施策について、周知徹底を図る。

## 5 県、市町、担い手育成基金、関係団体等の連携及び協力に関する事項

地域計画の推進のために市町が設置する県、市町、農業委員会、担い手育成基金、農業協同組合等からなる推進会議において連携するなど、関係機関・団体の密接な連携・協力のもと農地中間管理事業の円滑な実施を図る。